

【介護保険施設整備の手続きについて】

1 介護保険施設の整備に当たっては、介護保険法に基づき愛知県知事又は名古屋市長の指定を受ける必要があります（ただし、介護老人保健施設及び介護医療院は知事又は市長の開設許可）。

指定または許可を受けるに当たって、入所型施設の整備については、各市町村の介護保険計画との整合性を図る観点から、圏域毎に必要な整備目標数を決定し、圏域会議で整備枠の承認を受けるといふ、事前協議制を採用しています。

2 この手続きは、「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」に定められています。

3 事前協議の流れは、以下のとおりです。

- (1) 各相談センター及び整備予定地の市町村へ事前相談票を提出
- (2) 各相談センターから整備予定の市町村へ、確認及び意見聴取
- (3) 圏域における調整（ワーキンググループ）
- (4) 圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取及び連絡調整
- (5) 圏域保健医療福祉推進会議の結果を事前相談票提出者に通知

4 この手続きが必要な介護保険施設の種類の種類は、次のとおりです。

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院
- (4) 介護専用型特定施設入居者生活介護
- (5) 混合型特定施設入居者生活介護

※ 1 (1)(4)については、定員 30 名以上の施設が対象となる。

2 (4)(5)については、

- ① 有料老人ホーム ② 軽費老人ホーム ③ 養護老人ホーム

のうち、介護保険法に基づく指定を受けて、日常生活上の世話、機能訓練などを提供するものをいう。

このうち、入居者が要介護者に限られているものが「介護専用型」、入居者が要介護者に限られていないものが「混合型」である。

3 (5)について（「混合型」）は、入居者が要介護者に限られていないので、施設定員の 7 割を整備枠として設定する。